

文書等の一部公開のお知らせ

平成27年2月26日

名古屋市民オンブズマン
代表 新海 聡 様

名古屋臨海高速鉄道株式会社

平成27年2月13日付けで申出のあった文書等の公開については、名古屋臨海高速鉄道株式会社情報公開規程第9条第1項の規定により、次のとおり公開することと決定しましたのでお知らせします。

文書等の名称	平成25年度の取締役会の案件として、 あおなみ線「施設・設備投資計画」にかかる案件		
文書等の公開の日時 及び場所	日時	平成 年 月 日	午前 時 午後 時
	場所		
文書等の公開の方法	1 閲覧 ② 写しの交付 3 視聴		
文書等の一部を公開 しない理由	公にすることにより、意思決定の中立性が不当に損なわれると認められるため。 公にすることにより、会社の財産上の利益を不当に害するおそれがあると認められるため。 公にすることにより、会社の経営上の正当な利益を害するおそれがあると認められるため。		
備考	別添請求書の代金入金を確認後郵送します。		

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、会社に対して、異議申出をすることができます。

注 1 文書等の公開を受ける際には、このお知らせを提示してください。

2 日時の変更、その他は名古屋臨海高速鉄道株式会社 総務課へお問い合わせください。

TEL:052-383-0954 FAX:052-383-0956

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とする。

第2号議案 あおなみ線 施設・設備投資計画に関する件

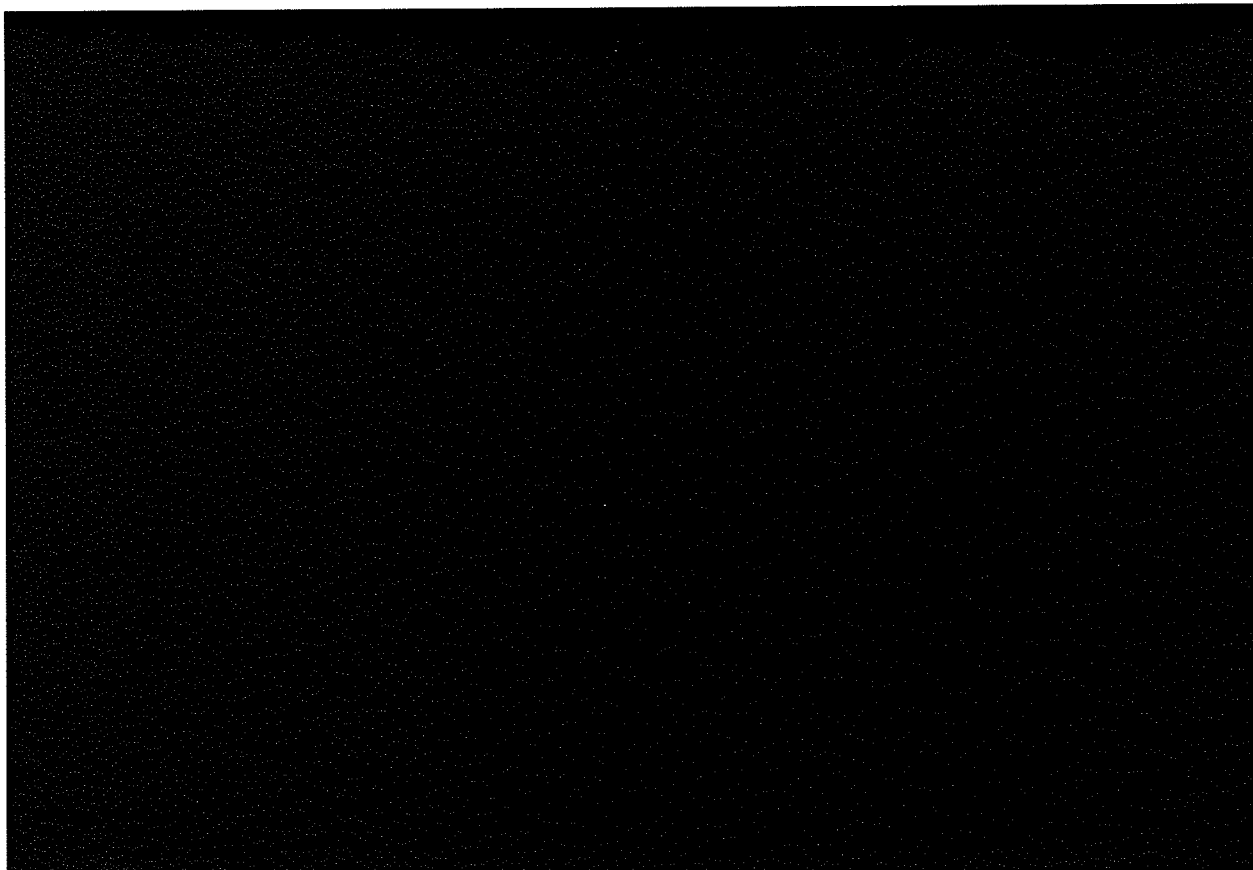
あおなみ線 施設・設備投資計画

平成26年3月31日

名古屋臨海高速鉄道株式会社

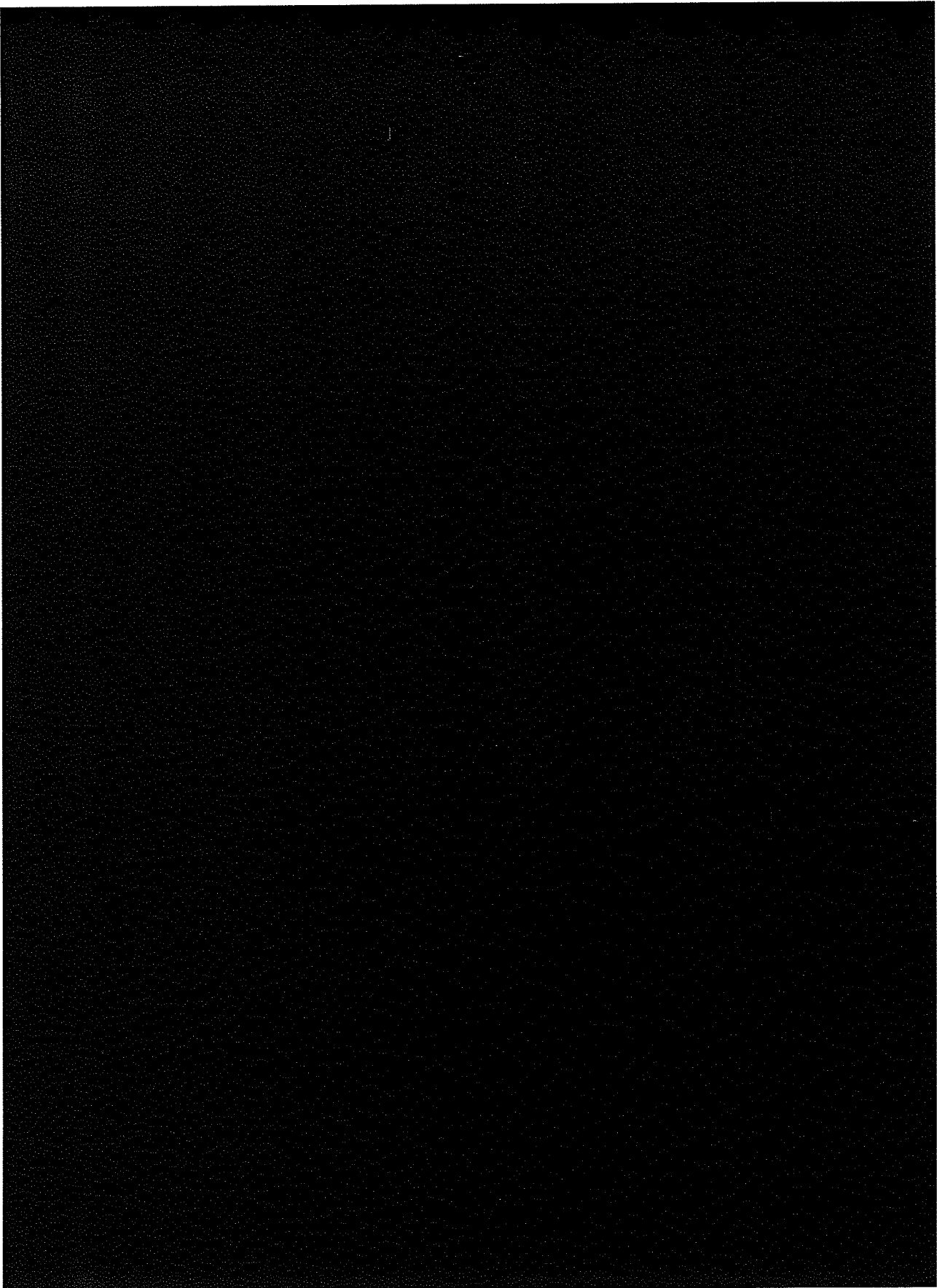
施設・設備投資計画

開業から10年を迎え、今後大規模な設備更新が周期的に発生しますが、今後更新が必要となるのは主に駅務機器となります。



(2) 長期の施設、設備投資にあたっての考え方

事 項	内 容
整備の必要性	開業から10年を迎え、経年劣化が進むほか、旧バージョンのOSが使用されているなどシステムが陳腐化しており、不具合が発生した場合、修理等の対応できない可能性がある
見込期間	26年度～34年度
計画の前提	<ul style="list-style-type: none">・原則として、当社の自主財源（一時的な借入金を含む）で整備する・運行上の安全性及びお客様の利便性の観点から、優先度の高いものから計画的に実施する
留意事項	<ul style="list-style-type: none">・整備にあたっては、競争入札の導入、導入後の維持コストを含めたシステムの見直し等により、費用の最小化を図る・オーバーホール等により長寿命化が可能なものは修繕で対応する・リース、中古品での対応も選択肢として検討する・複数の箇所及び数量の整備が必要な場合は、優先度、必要量を十分検討の上、最低限にとどめる



(4) 駅務機器更新について

長期の施設、設備投資の見込みの中で、最大の投資対象である駅務機器については、下記の対応方針を基に一層のコストダウンに取り組めます。

併せて、駅務機器の制度設計の見直しを行い、お客様の利便性を確保しつつ、コストダウン等の改善を行います。

